

カナダ 未成年者渡航時の渡航同意書および必要書類について

カナダ市民権・移民省（C I C）によると、18歳未満の未成年者がカナダへ入国する際、未成年者の安全確保のために、単独や片方の親同伴または親以外の大人の方と旅行する場合、綿密な審査が行われています

下記表の渡航同意書や書類は、必ずしも提示を求められませんが、カナダ市民権・移民省（C I C）より、入国審査官が書類を求める場合に備えて携帯することを強く推奨されているものです。

親が未成年者のカナダ滞在を許可していることを、入国審査官が納得できない場合、入国に時間がかかる、または入国拒否となる可能性があります。

詳細は、カナダ市民権・移民省（C I C）ホームページをご確認の上、渡航同意書および必要書類の持参につきましては、お客様ご自身でご判断頂くようお願いいたします。

1、カナダ市民権・移民省（C I C）が持参を推奨する書類

18歳未満の方の渡航	書類（英訳または仏語訳も添付）
両親が渡航する場合	不要
単独で渡航する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●両親（法定後見人）のサイン入り渡航同意書（英文または仏文） ※両親（法定後見人）の連絡先住所と電話番号、およびカナダ滞在中の未成年者に対して責任を有する成人の名前・住所・電話番号の記載必要 ●出生証明書または戸籍謄本（抄本） ●両親または法定後見人のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー
片方の親が同行する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●同行しない片方の親のサイン入り渡航同意書（英文または仏文） ※同行しない親の連絡先住所と電話番号の記載必要 ●出生証明書または戸籍謄本（抄本） ●同行しない親のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー ●両親が別居・離婚しており、養育権を共有している場合： 法的監護文書（裁判所からの判決文、戸籍等）のコピー ●両親が別居・離婚しており、片方の親が養育権を有している場合： 養育権を定めた書類（裁判所からの判決文、戸籍等）のコピー。 同意書には、養育権を有する親のみがサインする。 ●片方の親が亡くなっている場合：死亡診断書のコピー
法定後見人または養父母と入国する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●法定後見人と入国する場合：後見に関する立証書類コピー ●養父母と入国する場合：養子縁組書類のコピー
両親または法定後見人以外の成人が同行する場合 （修学旅行も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●両親（保護者）の渡航同意書（英文または仏文） ※両親（法定後見人）の連絡先住所と電話番号の記載必要 ●両親または法定後見人のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー
※同意書は、最寄の公証役場にて認証を受けることを強く推奨されています。	

2、関連情報

- ・カナダ市民権・移民省（CIC）ホームページ（英語）
<http://www.cic.gc.ca/english/visit/arriving.asp>
- ・渡航同意書blankフォーム掲載ページ（英語）
<https://travel.gc.ca/travelling/children/consent-letter>
- ・渡航同意書記入例